

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 荻田 義雄

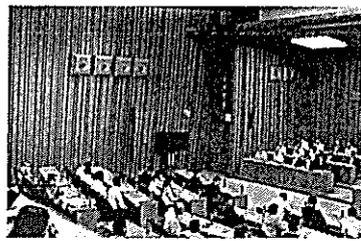
年 月 日	令和5年11月6日 他				
表題と発行部数	「躍進」 3万1千部発行				
対象者	一般県民				
配布方法	個別郵送 352部 新聞折込 2.8千部 ポスティング 2万2千部 宅配発送 3500部 予備 2.7千部				
発行目的	代表質問の内容を中心に、日々の活動内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域・後援会活動の記事があるため)				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	福西新聞 販売店	7,150	針地区 1000部	35
	新聞折込	読売センター 榛原	990	吐山地区 200部	36
	新聞折込	毎日新聞 小倉販売所	7,920	北・遅瀬地区 1,600部	37
	印刷代	浅田印刷	341,000	印刷費 31,000部	44
	郵送代	日本郵便	33,088	郵送費 352部	46
	宅配発送費	宅配倶楽部	287,925	宅配費 3,490部	55
	版下作成代	ダイニチ 印刷	66,330	版下製作費	72
		※50%充当 合計 744,403 円 (744,403×50%=372,201 円)			
備考	添付資料：広報誌「躍進」令和5年11月28日号				

注 発行した広報紙を添付してください。

今後の県政運営について

〔荻田〕知事は当選後、令和五年度予算の執行査定に取り組み、中止や一部停止を六月十二日に公表されました。その中には、「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催」「大規模広域防災拠点の整備」「大和西大寺駅の高架化・近鉄奈良線の移設」「大和平野中央田園都市構想の推進」など、これまで県と市町村が連携しながら推進してきた事業が多くあります。

知事は六月定例議会の答弁で、「県と市町村が連携協力して、奈良県を活性化させる。奈良県の潜在力を高める努力をしなければ、政策の実効性は上がらない。」と発言され、見直しされた事業について、「関係市町村長の懸念を払拭する丁寧な説明、取得不動産の既存計画に代わる有効利用を、真摯に協議しご理解を得ていく」とされました。



本会議場

しかし、関係市町村長からは、「一切、そのような踏み込んだ話はない」とのことでした。市町村は県を信頼して事業を進めており、両者の関係は対等で知事が代わることに一方的な見直しをされること、市町村長は県を信頼して事業を進められませんか。

知事は、予算執行査定を実施した理由に公約を挙げていますが、その得票率は約四四％であり、必ずしも公約が信任されたものではありません。公約のなかには「子育て支援の充実」「高校授業料の無償化」など、市町村長の協力がなければ進められないものもあり、信頼関係に基づいた丁寧な議論が必要です。予算執行査定の結果は、市町村長の理解を得られたのか、今後の県政運営をどのように進められるのかお聞かせください。

〔知事〕奈良県の潜在能力を活かし発展させるには、信頼関係に基づいた市町村との対話・理解・協力が必要で、予算執行査定を公表する直前に、関係する市・町に見直しの考え方を説明いたしました。

また、予算執行査定の結果を公表した後も、市長、町長、地権者などの皆さまに説明や意見交換をさせていただき、今後も関係者の皆さまと

知事のコンプライアンスについて

〔荻田〕知事は、令和五年五月の就任後、公約に掲げていた予算執行査定に取り組みました。知事が見直した予算は、令和五年二月定例議会で議決されたものです。議決された予算を執行しないのは、県政の大きな方針転換で、そのような場合は、検証及び責任の所在を明確にするため、議論の内容が分かる議事録が必要と考えますが、知事は議事録をつくらない方針で臨まれました。その理由として、知事と職員が自由闊達な議論を交わす必要があるとの考えを示されています。

しかし、単にアイデアを出すプレインストーミングの過程であるなら理解できますが、意思決定段階となれば議事録は必要ではありませんか。県の行政文書管理規則第五条に、意思決定に至る過程については、文書を作成しなければならぬと規定されています。知事は弁護士でもあり、最もコンプライアンスを



議員から再質問

える課題に対応できるように取り組んでまいります。

一方、予算執行査定の対象外の事業について、市町村長と定期的な議論を実施する場として、市町村サミットや南部・東部サミットリーダークン会議で、忌憚のない意見交換をさせていただき、各地域が抱える課題に対応できるように取り組んでまいります。

多くの支持をいただいた県民の皆さまの付託に応え、県政を改革することが責務と認識し、子育て支援の充実や高校授業料の無償化など、県民が暮らしの豊かさを実感できる施策を進めてまいります。

奈良県行政文書管理規則第五条では、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならぬ」とあり、議事録は作成していないものの、知事への説明資料及び事務方が作成した知事のコメントについてのメモを踏まえて作成された予算執行査定の結果及びその理由をまとめた文書が作成されており、それらが奈良県行政文書管理規則第五条に規定する文書に該当すると考えており、検証が可能なことから問題はない。

予算執行査定にかかる議事録がないとのことですが、予算を執行しないことは、県政の大きな方針転換で、その意思決定に関する議事録がないことは、コンプライアンス上問題がないのでしょうか。

〔知事〕予算執行査定では、事業に関する資料をもとに、担当職員からこれまでの取り組みや考え方を率直に聞き、自由闊達な議論を交わし、よい良い結論を出すことを優先し、議事録を作成しないこととした。

予算執行査定の結果は、周知・説明する必要があるため、査定結果及び理由について文書でとりまとめ、各議員に配布、説明するとともに、記者会見で文書を公表し詳しく説明した。

奈良県行政文書管理規則第五条では、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならぬ」とあり、議事録は作成していないものの、知事への説明資料及び事務方が作成した知事のコメントについてのメモを踏まえて作成された予算執行査定の結果及びその理由をまとめた文書が作成されており、それらが奈良県行政文書管理規則第五条に規定する文書に該当すると考えており、検証が可能なことから問題はない。

〔荻田〕規則第五条には「文書を作成しなければならぬ」と規定されている。これは決定事項を共有し責任の所在を明らかにして、業務の優位性を明確にするもので、今後のためにも確認したい。

〔知事〕規則第五条で定める文書は作成している、それは事務方が用意した文書、知事コメントのメモ、予算執行査定の結果及び理由をまとめた文書が該当する。

関西広域連合への全部参加

〔荻田〕平成二十二年十二月に設立された関西広域連合は、当初、国の出先機関の受け皿を目指していたことから、参加を見合わせていたことが、その後、連携・協働が活動の中心となったため、広域防災と広域観光・文化振興・スポーツ振興の二分野に限って平成二十七年十二月から参加してまいりました。

一方、知事は関西広域連合への全部参加を公約に掲げ、当選後は議会に対して説明がないまま、全部参加への手続きを進めていると聞いています。しかし、全部参加するか否かについては、県議会で議論し方向性を見出してから表明すべきと考えています。知事は議会に対して説明責任を果たされていません。

関西広域連合の設立から十二年が経ち、その果たす役割は変容してきました。このような状況下では、組織的、経済的負担に見合う分野には参加し、効果が見込めない分野には加入しない方針が理にかなっているように考えます。現在の二分野に限定した参加のデメリット、全部参加となった場合の費用対効果について伺いたい。

〔知事〕就任以来、毎月一回開催の関西広域連合委員会に参加し、全部参加していない

デメリットを感じています。具体的には、大学や金融機関と連携しオール関西でイノベーションに取り組みたいですが、県内企業は参加できません。

関西広域連合が主催する商談会や研修に県内企業は参加資格がありません。

災害医療セミナーや遠隔医療推進セミナーにも奈良県の医師や病院経営者は参加できません。

子どもたちを対象とした自然体験教室などの各種イベントや研修会に奈良県の子どもたちは参加できません。

広域連合を構成する府県市が開催する研修に参加できないため、他府県市職員と切磋琢磨する機会を逃しています。

一括した准看護師や調理師などの資格試験に不参加のため、効率的でない独自の資格試験を実施しています。

新たな負担は、負担金が二千五百万円から五千万円へ、職員の派遣が二名から四名に増加しますが、不参加のデメリットが解消され、費用負担に見合う効果はあると判断しています。十二月議会に全部参加に関する議案を提出し、議決をいただいで令和六年四月からの参加になると思料しています。ご理解を賜りたくお願いいたします。

大規模広域防災拠点について

〔荻田〕平成二十三年の紀伊半島大水害では、大規模な山腹崩壊が起きたことで人命や家屋に甚大な被害が出ました。現地へ赴き熊野川にかかると折立橋が崩落している状況に、大変な災害であることを実感しました。

前知事は、この経験や危惧されている南海トラフ地震、奈良盆地東縁断層帯地震を想定し、県内への迅速な応急措置、津波被害が予想される紀伊半島沿岸地域への救援拠点となる大規模広域防災拠点づくりを、五條市で進めてこられました。知事は、二、千m級滑走路を備えた整備計画の見直しを表明しましたが、私は災害対策に強い思いを持ち、令和三年に当時の菅首相とのリモート会議で、防災拠点の重要性を訴え、拠点整備への財政措置を依頼した経緯があります。

三重県、和歌山県との紀伊半島三県知事会議や県議会交流会で、必要財源を国に要望し、緊急防災・減災事業債の対象事業に認定されたことで、奈良県単独の事業ではなく紀伊半島三県の取り組みと見直し、防災目的を含め整備内容を多角的に再検討すると表明されていますが、拠点整備の考えをお聞かせください。

リニア中央新幹線について

〔荻田〕リニア中央新幹線の整備及び中間駅の奈良市附近駅設置は、人の流れや奈良県経済に革命的影響を与える重要なプロジェクトです。中間駅の位置、県内ルート

〔知事〕南海トラフ地震は、防災拠点の近畿圏における必要性や既存空港の位置づけなどを関西広域連合や近畿ブロック知事会議で議論すべきと考えています。紀伊半島知事会議では、南紀白浜空港を大規模広域防災拠点として議論することを提案し賛同を得ています。

奈良市附近駅については、昭和四十八年には全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画が策定された当初から、主要経過地として奈良市附近が明記され今に至っています。奈良県選出の新谷運輸大臣はじめ、当時の関係者のご苦勞に思いを馳せ今

を検討し、すでに買収のゴルフ用地は適切な活用を検討する所存です。

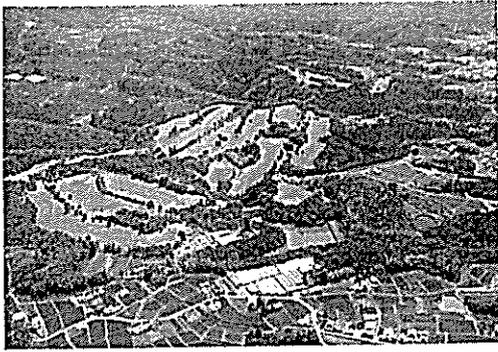
知事答弁への要望

〔荻田〕紀伊半島のダムは水力発電用で、治水目的ではありませんが、当時の安倍首相、菅首相に大雨の時は暫定的に水を抜くことを認めていただいたことがあります。大水害

はあってはならないもので、今後の対応を宜しくお願い致します。

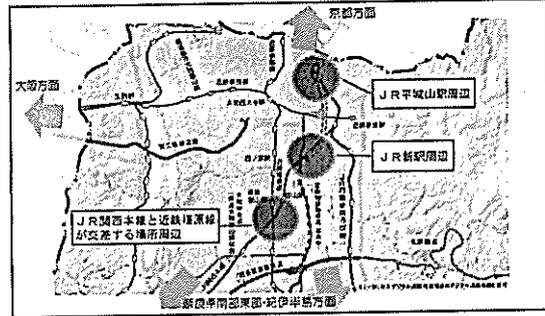
大規模広域防災拠点には紀伊半島エリアをバックアップ

紀伊半島は一つとの思いで、和歌山県、三重県、奈良県が問題意識を共有し、知事が先頭に立っていただくようお願い致します。



防災拠点予定地として取得したゴルフ場の用地（五條市）

事会議では、南紀白浜空港を大規模広域防災拠点として議論することを提案し賛同を得ています。県内における災害対応は、既存施設を活用し応援部隊の活動拠点、支援物資の集積拠点として活用できないか検討しています。今後は近隣府県と様々な可能性



リニア中央新幹線「奈良市附近駅」候補地

〔知事〕リニア中央新幹線の大阪までの全線開業及び奈良市附近駅の設置は、奈良県発展の基軸となる重要な課題と認識しています。このため、奈良県としては奈良市附近駅の位置、ルート

〔荻田〕奈良県農業の令和三年における農業出荷額は、三百九十一億円で、全国で四十五位と低い状況です。さらに農家数の減少や高齢化を背景に、同年の耕地面積に対する荒廃農地の比率も六・二％と、全国平均の五・六％に比べ高い水準にあります。加えて、ウクライナ情勢の悪化、農薬



イチゴ農園

奈良市の取り組み
奈良市では、若手の農業者を中心にイチゴのブランド化に取り組んできた結果、販売単価が向上し、経営の安定化や栽培面積の拡大が図られ、

新幹線建設促進奈良県期成同盟会総会を開催し、令和五年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手すること、奈良市附近駅の位置は、観光・経済面など整備効果が県内全域に及ぶよう、交通結節性や地域の将来的な発展といった諸要素を考慮すること、二〇三七年に東京・大阪間全線が開業できるよう、名古屋以西区間の工事に着手することを決

農業の振興について

九月六日には、リニア中央

〔荻田〕奈良県農業の令和三年における農業出荷額は、三百九十一億円で、全国で四十五位と低い状況です。さらに農家数の減少や高齢化を背景に、同年の耕地面積に対する荒廃農地の比率も六・二％と、全国平均の五・六％に比べ高い水準にあります。加えて、ウクライナ情勢の悪化、農薬

〔食と農の振興部長〕奈良県農業をけん引する品目を重点支援し、県産のブランド力強化へ該当団体を認証するプレミアムセレクトの創設、首都圏での販売プロモーションの展開、農産物直売所の運営支援とともに、農業振興を図るため特定農業振興ゾーンを設定し、区画の大規模化、高収益作物への転換、担い手の育成など、儲かる農業に取り組んでいます。

このように取り組まれるのかお聞かせください。
〔知事〕リニア中央新幹線の大阪までの全線開業及び奈良市附近駅の設置は、奈良県発展の基軸となる重要な課題と認識しています。このため、奈良県としては奈良市附近駅の位置、ルート

儲かる農業の実現

これまで県は、リーディング・チャレンジ品目の振興に取り組んで来ましたが、私は従来から儲かる農業の実現こそ、奈良県農業を元気にすると主張してきました。県として儲かる農業の推進にどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

総務警察委員会の質問概要

令和5年6月6日

執行停止予算の検証

知事が就任され、予算の一部執行停止を指示し費用対効果を検証するとしているが、当初予算に賛成した立場から、大型事業の見直しに着目している。大規模広域防災拠点整備など、どのように査定し市町村と調整するのか、代表質問させいただく。



警備対策について

安倍元首相が銃撃されてから一年が経つ。県警本部は、万全の体制で警備に臨むとしているが、岸田首相が和歌山で選挙演説中に襲われる事態となったことから、街頭演説について都道府県と主催者側が役割分担して危機管理にあたっていたきたい。

予算審査特別委員会（総括）の概要

令和5年10月3日

○国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（意見）国民スポーツ大会の主会場及びその他の競技会場について、令和6年度中に全ての会場地を決定する事になっているが危惧している。38市町村と協議し速やかに決定して貰いたい。

（回答）主会場は、開閉会式会場及び陸上競技場と認識。奈良市の鴻ノ池陸上競技場を候補地と考えている。12競技は8月12日に決定し、残りは令和6年度中に決めたい。

○今後の県政運営（意見）知事が執行停止した事業について、市町村長との向き合い方や進め方が分からない。どのような対応をしているのか。市町村長の理解が得られるよう説明責任を果たして貰いたい。

（回答）県の潜在力を活かし発展させるには、市町村の理解、協力が必要で、見直しの事前に説明。査定事業以外も忌憚なく意見交換し、各地域が抱える課題に対応する。

○大規模広域防災拠点…

奈良県だけの防災拠点ではなく、紀伊半島全体をカバーする拠点との認識。有事に備え自分の県は自分たちで守る意識から始めるべき。

○関西広域連合…

知事は全部参加のメリットに資格試験、免許等での事務軽減を挙げているが、県独自の資格試験が県内就職に有利な面もあり、一部参加にもメリットがある。

奈良県議会議員・萩田義雄の活動ぶり!!

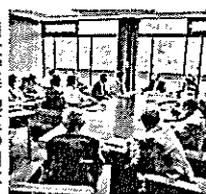


■地元自治連合会及び地域振興会、期成同盟会、奈良県、奈良市の関係者が集まり、県道月瀬梅山山添線の整備計画の説明会。（令和5年9月14日）

■安倍元首相の銃撃事件から一年。現場の近鉄大和西大寺駅前前で献花。道影を拝し当時を偲びながら感謝致しました。（令和5年7月8日）



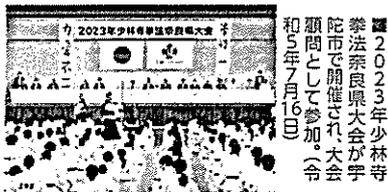
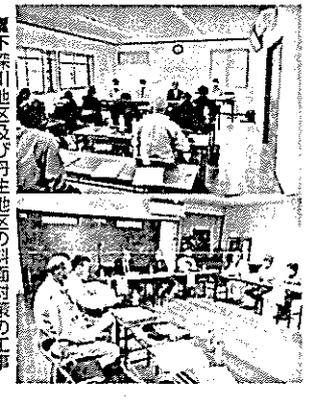
■大安寺地区の用水路機能復旧等について、地元河内市の関係者が意見交換。（令和5年5月25日）



■大安寺西地区社会福祉協議会同自治連合会による佐保川、川蓋掘削清掃に参加。（令和5年7月17日）



■下深川地区及び丹生地区の斜面対策の工事説明会を、それぞれの地元で開催し、工期内完成をめざし質疑応答を致しました。（令和5年4月27日）



■2023年少林寺祭法要奈良大会が宇陀市で開催され、大会顧問として参加。（令和5年7月16日）



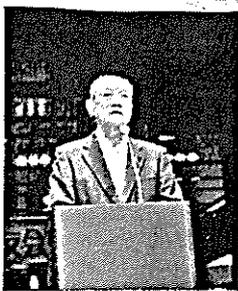
■大安寺地区連合会（社会福祉協議会、人権教育推進協議会、自治連合会、自主防災防犯会）の総会に顧問として挨拶。（令和5年5月19日）



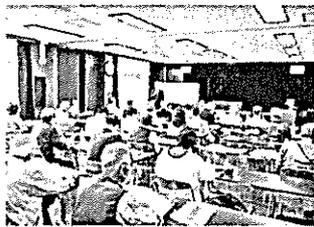
■帯解地区社会福祉協議会の定時総会に出席し、旧帯解幼稚園を地元の事業推進に借り上げが決まった事をご報告。（令和5年5月14日）



■市民スポーツ大会が各地で開催され、レクリエーション協会及びフロンティア協会の会長として挨拶致しました。（令和5年5月14日）



■奈良県警友会の第三回定時総会に出席し、多田前会長に感謝状を提出し、人工透析の普及に寄り添って挨拶。（令和5年6月18日）



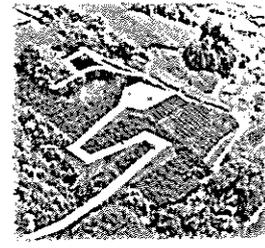
■高円の社をまもる会の総会に名誉顧問として出席。（令和5年7月1日）



■大安寺西小学校前の道路で車の事故が多発しており、走行速度を30キロに制限するため、県警、奈良市の関係者と協議。（令和5年8月22日）



■おどりの会の講習会でレクリエーション協会会長として激励。（令和5年6月17日）



■大南方信濃進入道路の整備計画図が出来ました。数年先ですが楽しみながら進めます。令和5年8月31日

- おきたことと活動**
- ・昭和22年12月7日生まれ、奈良県立奈良高等学校卒業
 - ・昭和58年、奈良市議会議員に当選（3期）この間、副議長等を歴任
 - ・平成7年、奈良県議会議員に当選
 - ・平成15年、奈良県議会議員に再選。総務・警務委員長、議会運営委員長を歴任
 - ・平成22年、自民党奈良県連 総務会長に就任。
 - ・平成23年、平成23年、病院を核としたまちづくり推進特別委員会委員長に就任
 - ・平成24年、自民党奈良県連第一選挙区支部幹事長、奈良市支部長に就任
 - ・平成27年～29年、議会運営委員長
 - ・平成30年～令和4年、自民党奈良県連 幹事長
 - ・平成31年、奈良県議会議員に6選
 - ・令和3年～令和4年、奈良県議会議員
 - ・令和4年、自民党奈良県連副会長に就任
 - ・令和5年、奈良県議会議員に7選

告知板

「三三集会」開催のお願い
萩田義雄さんを招いて
三三集会を開いてみませんか。
何人からでも参ります。
☎〇七四二一六一六三〇〇



■菅原町水利組合懸案の大池川井堰改修が完成し、お祝いの式に参加。（令和5年8月3日）



■月瀬地区市道が大雨で法面崩壊し、通行止めとなったことから現地立ち合いの上善後策を検討。（令和5年5月9日）

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 荻田 義雄				
年 月 日	令和5年12月11日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,330	30,000 円 + 手数料 330 円	45
	合計		30,330 円 ()	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

奈良ヒューライツ議員団の歩み

1922（大正11）年3月3日、部落差別のない「よき日」をめざすことを誓い合った全国水平社創立大会は、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」と高らかに謳った、国内で最初の人権宣言である『水平社宣言』を採択しました。

奈良ヒューライツ議員団は、その水平社精神のもとであらゆる差別の撤廃をめざして活動する部落解放同盟奈良県連合会と連携し、政党会派を超えて多くの自治体議員の賛同を得て2002年2月15日に発足しました。部落問題の解決だけでなくSDGs（持続可能な開発目標）の具体化、ふるさとの創生、人権文化と経済基盤の構築をめざして活動しています。

具体的には、年4回の定例会議を自治体議会の開会前に設定し、人権・平和・環境・福祉を主なテーマに研修を行い、定期的に奈良県内外で視察研修も実施しています。

近年では、2016年12月の部落差別解消推進法の制定を受けて、都道府県議会の中でいち早く、2019年3月に「奈良県部落差別解消推進条例」を議員提案で制定しました。市町村議会でも新条例の制定ならびに既存の条例改正に取り組み、現在、橿原市、桜井市、宇陀市、三郷町、上牧町、御杖村で実現しています。また、人権尊重のまちづくり条例も五條市、香芝市、三宅町で制定され、人権政策の確立に取り組んでいます。

昨年の戸籍等の不正取得事件の発覚を受けて、改めて「本人通知制度」の意義を再確認し、各自治体の制度の改善・充実にむけて取り組みを始めています。

これまでの主な活動としては、福島第1原発事故をうけて、脱原発社会の実現にむけて結成された「脱原発をめざす奈良県議会議員連盟」（山本進章会長＝加盟議員）にも多くの加盟県議会議員が参画し、東日本大震災の被災地を視察しました。ヘイトスピーチが社会問題となる中、その根絶のための法整備を求める奈良県議会の意見書の採択にも加盟議員が中心的役割を果たしてきました。アイヌの人たちへの差別解消に取り組もうとの市民運動と連動して議員団としても、アイヌの被侵略の歴史を学び、民放番組内での民族差別に対して抗議を行い、2022年11月に北海道で視察研修を行いました。

引き続き、あらゆる人権課題に向き合う使命を背負うことを自覚した議員集団である奈良ヒューライツ議員団は、豊かな人権文化の創造と人権確立社会の構築にむけて取り組んでいきます。

1 加盟議員の紹介

1. 2022年度役員

議長＝川口 正志・奈良県議会議員、部落解放同盟奈良県連合会常任顧問
 幹事長＝田川 雅人・部落解放同盟奈良県連合会相談役（元菟田野町議会議員）
 監事＝和田 恵治・奈良県議会議員

2. 構成員（2023年統一地方選挙後）

奈良県議会議員＝14人

市議会議員＝26人（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市の11市）

町議会議員＝13人（平群町、三郷町、川西町、田原本町、上牧町、河合町、吉野町、大淀町の9町）

議員経験者＝2人

計55人

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 荻田 義雄				
年 月 日	令和5年12月14日			
年会費名	奈良難病連 賛助会員会費 (年会費)			
相手方	奈良難病連			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	10,000	5,000円×2口	47
	合計	10,000円 ()		
備考	添付資料：定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツII106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の啓発に関する事業
 - ③ 情報収集及び提供に関する事業
 - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

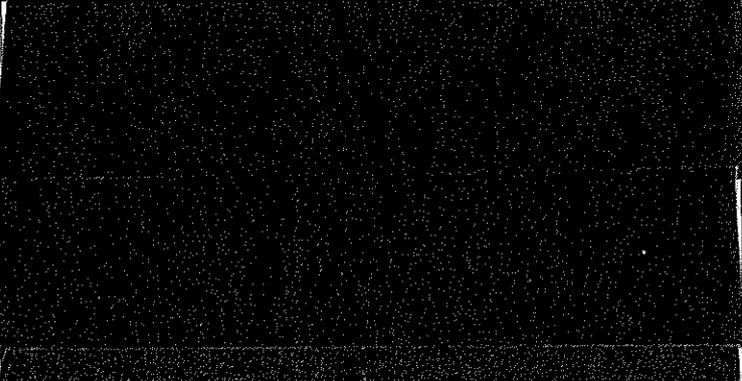
第10章 雑則
(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名	住所又は居所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 350円(年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円(年額)

団体会員 5,000円(年額)

企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

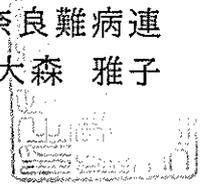
附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

令和5年12月14日

荻田 義雄様

特定非営利活動法人 奈良難病連
理事長 大森 雅子



賛助会費納入のお礼

謹啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは賛助会費納入をいただき、誠にありがたく、心よりお礼申し上げます。

私どもは、平成17年に特定非営利活動法人を設立いたし、今年も県の委託を受け、難病患者療養支援に関する事業に取り組み、ピアサポートや就労相談を定期的に行い、医療講演会事業を実施するなど難病患者への支援活動に取り組む所存でございます。

また、昨今の医療・福祉制度の後退で厳しい状況下ではありますが、今後も難病患者・内部障害者が安心して医療を受けられるために、難病対策など医療福祉の充実のために、努力する所存でございます。

今後とも、皆様のご支援とご協力を賜り、温かく会活動を見守りくださいますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってお礼申し上げます。

敬具

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 荻田 義雄				
年 月 日	令和6年3月31日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和5年度年会費			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等	◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う			
※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催			
	◆効果 林産業等の活性化を推進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2,110		75
		合計	2,110円	50,660円÷24人=2,110円
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

2023年度事務所状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市窪之庄町129-1 電話 0742-61-6300 延べ床面積 113.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 8時間 (a) うち政務活動使用時間 4時間 (b) (b) / (a) = 4 / 8 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 上記⑤の使用実態に準ずる)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

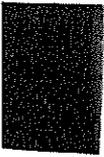
2023年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (パートタイマー) <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2023年 4月 1日～ 2023年 9月 30日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	900円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1/2
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2022年10月1日から 2023年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	奈良市窪之庄町 129-1		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	8:30~16:30 の間で短時間勤務(12時~13時は昼休憩)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他(随時)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 900 円 諸手当 通勤手当 6,000 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月 月末) 賃金支払日(毎月 月末) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2022年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 おぎたよしお事務所 被雇用者 [Redacted] </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			

2023年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (パートタイマー) <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2023年 10月 1日～ 2024年 3月 31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	950円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1/2
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2023年10月1日から 2024年9月30日まで	
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()	
就業場所	奈良市窪之庄町 129-1	
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	8:30~16:30 の間で短時間勤務(12時~13時は昼休憩)	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (随時)	
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 6,000円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 月末) 賃金支払日 (毎月 月末) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2023年 10月 1日		
雇用者 おぎたよしお事務所		
被雇用者		

賃金台帳(2023年度)

【議員名 荻田 義雄】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日									
	〒	市町村	年	月		年	月								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	18	23	25	25	22	22	22	23	20	22	20	22			264
労働時間数	125	150.5	169	150.5	139.5	134.5	152	138	142.5	141.5	142.5	132.5			1728.5
時間外労働	23	16.5	15	18.5	5.5	8.5	11	14	6.5	6.5	6.5	5.5			155.5
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	112,500	135,450	143,100	135,450	125,550	121,050	144,400	131,100	155,800	134,425	135,375	125,875			1,600,075
調整金															0
時間外手当	2,300	1,650	1,500	1,850	550	850	550	700	1,250	325	325	275			12,125
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000			72,000
課税合計	114,800	137,100	144,600	137,300	126,100	121,900	144,950	131,800	157,050	134,750	135,700	126,150			1,612,200
非課税合計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000			72,000
総支給額	120,800	143,100	150,600	143,300	132,100	127,900	150,950	137,800	163,050	140,750	141,700	132,150			1,684,200
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料	604	716	753	717	661	640	755	689	815	704	709	661			8,424
社会保険料合計	604	716	753	717	661	640	755	689	815	704	709	661			8,424
課税対象額	114,196	136,384	143,847	136,583	125,439	121,260	144,195	131,111	156,235	134,046	134,991	125,489			1,603,776
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	120,196	142,384	149,847	142,583	131,439	127,260	150,195	137,111	162,235	140,046	140,991	131,489			1,675,776
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

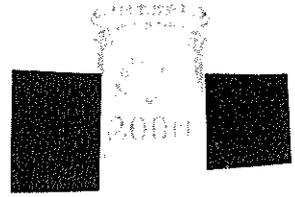
2023年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 住所		電話番号	
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (業務委託) <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	2023年 8月 1日～ 2024年 3月 31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	9,000円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1/2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

業務委託契約書



おぎたよしお事務所（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - (2) 甲が指定するコンピュータシステムの構築並びに運用業務
 - (3) 甲が指定する場所・状況において、カメラマンとして撮影する業務
 - (4) その他、甲乙間で別途合意した業務
2. 甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。
3. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。

第2条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、日額9千円（消費税込み）と交通費月額1万円（消費税込み）を支払う。
2. 甲は、乙に対して、当月末日（最終営業日）に、当月分の委託料を甲の指定する金融機関の口座に振込または、現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第4条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第5条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第6条（権利義務の移転禁止）

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第7条（契約の解除）

1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、令和5年8月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
3. 甲は、第1項の規定に関わらず、2ヶ月前までに乙に対して書面により通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第9条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
- (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
- (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第10条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議のうえ決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年8月1日

甲：

荻田義雄

乙：